

規 則

「千曲市保育所条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年3月29日

千曲市長 小川 修 一

千曲市規則第10号

千曲市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市保育所条例施行規則(平成15年千曲市規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

障害児(者)、老年、母子及び父子 世帯等の事由による世帯	0	0
---------------------------------	---	---

」を

「

障害児(者)、老年、母子及び父子 世帯等の事由による世帯	9,500	12,000
---------------------------------	-------	--------

」に改める。

別表第2の注中

「

- 9 別表第2を適用する場合において、要保護世帯等に該当する世帯にあっては、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に係る保育料は、無料とする。
- 10 前項の場合を除き、生計を一にする子どもが2人以上いる多子世帯について別表第2を適用する場合における保育料は、第2子については別表第2に定める額の2分の1に相当する額とし、第3子以降については無料とする。
- 11 前2項の場合を除き、別表第2を適用する場合において、C2～D14階層における同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合の保育所に入所している児童の保育料は、同表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額とする。

ア 最も年齢の高い児童の保育料 (同年齢児童が2人以上の場合 は、そのうち1人とする。)	別表第2に定める額
イ ア以外の児童のうち、最も年齢	別表第2に定める額の2分の1に相

の 高い 児童 の 保育 料 （ 同年 齢 児童 が 2 人 以 上 の 場合 は、 その うち 1 人 と す る。 ）	当 す る 額
ウ 上 記 ア、 イ 以 外 の 児童	無 料

12. 前3項の場合を除き、別表第2を適用する場合において、C2～D14階層における世帯から、児童が保育所に入所している場合であって、同一世帯において当該年度4月1日現在で18歳未満で最も年齢の高い者から数えて2人目以降であるときの当該児童の保育料は、同表の規定にかかわらず、同表に定める額の2分の1に相当する額とする。
13. 第11項の場合において同項の表中アの項に掲げる児童が、同一世帯において当該年度4月1日現在で18歳未満で最も年齢の高い者から数えて2人目以降であるときの当該児童の保育料は、同項の規定にかかわらず、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。

」を

「

9. 別表第2を適用する場合において、C1～D4階層における要保護世帯等に該当する世帯にあつては、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に係る保育料は、第1子については別表第2に定める額の2分の1に相当する額（上限9,000円）とし、第2子以降については無料とする。
10. 前項の場合を除き、別表第2を適用する場合において、C2～D2階層における市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯に係る保育料は、第1子については別表第2に定める額の2分の1に相当する額とし、第2子以降については無料とする。
11. 前2項の場合を除き、別表第2を適用する場合において、D2～D14階層における生計を一にする子どもが2人以上いる多子世帯にあつては、市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯に係る保育料は、第2子については別表第2に定める額の2分の1に相当する額とし、第3子以降については無料とする。

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千曲市保育所条例施行規則の規定は、令和6年度分以後の保育料の算定について適用し、令和5年度分以前の保育料の算定については、なお従前の例による。